

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 青森県弘前市大字大開一丁目2番地1
- (2) 名 称 弘伸自動車有限会社
- (3) 代 表 者 代表取締役 土岐 隆昭
- (4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200178324）

2 不利益処分の内容

平成30年10月5日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

平成30年10月5日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者の役員であった者が、刑法（明治40年法律第45号）の罪を犯し、及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に違反したことについて平成30年4月6日に懲役2年の刑が確定したことにより、被処分者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものである。